

# 駒場自治会会則

## 第1章 総 則

第1条 本自治会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦活動に関すること。
- (2) 専門部会活動に関すること。
- (3) さいたま市及びその他の関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他、会の目的達成に必要と認められること。

第2条 本会は、駒場自治会(以下「会」とする。)と称し、会長宅に事務局を置く。

第3条 会の区域は、さいたま市浦和区駒場1丁目および2丁目の区域とする。

## 第2章 組 織

第4条 会員は、前項に定める区域に住所を有する者、法人、事業所の管理者、代表者とこれに準ずる者で本会の趣旨に賛同する者とする。

会員は、前年度に申告し、名簿を作成した世帯等を単位として入会する。  
法人、事業所は、賛助会員とし、原則として議決権は有しないものとする。  
会員は、委嘱を受けた場合は専門部会の執行にあたる。

第5条 円滑な運営を図るため、適宜「組」を組織し、組を代表する組長を置く。前年度組長は翌年度の副組長となり、組長を補佐する。

- 2 組長と事務局との連絡を計る意味から数組をまとめて「班」を作り班長を置く。
- 3 組長、班長等の選出は、会長が各組に委嘱する。
- 4 組長、班長は、年度末に協力して、翌年度の「会員名簿」を作成する。
- 5 班長、組長の任期は1年とする。任務を遂行できない事情が生じた場合は、当該の班・組が適宜対応する。
- 6 組長、班長の選任の際、高齢者及び心身障害者等で職務の遂行が困難であると認められる場合は、本人の申し出により免除することができる。
- 7 班および組の区画は別に定める。班長、組長は各担当の班、組の会議を開くことができる。
- 8 行事、事業等に伴う班長・組長の役割は、細則に定める。

## 第3章 本 部 委 員

第6条 会に、次の本部委員(以下委員とする)を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 書記 2人
- (4) 会計 2人
- (5) 監事 2人

第7条 会長、副会長、書記及び会計は、総会において、会員の中から選出する。

- 2 監事は、前各項以外の会員の中から総会において選出する。
- 3 専門部長は、原則として委員が兼任する。会長が任命し、役員会の承認を得る。

第8条 会長は、会を代表し、会務を統括する。また、必要に応じ本会則の「細則」を設けることができる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 書記は、会務を記録する。
- 4 会計は、会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 5 監事は、会計及び業務執行状況を監査する。
- 6 専門部長は、各専門部を代表し、専門部の業務を行う。

第9条 会に、次の専門部会を置き、事業、行事等の企画・執行をする。

専門部会の部会員は、本部委員会により立案され、役員会で承認する。新規事項が発生した場合、役員会の議決を得て新たな専門部会を設けることができ、次の総会で承認を得るものとする。

- (1) 総務部 会の総合的な運営の円滑化を図る。会長の任を補佐する
- (2) 環境部 会の環境整備、改善に関する企画及び事業の実施
- (3) 防災部 自主防災会の編成。防災活動の企画及び事業の実施
- (4) 防犯部 地域の防犯活動の企画及び事業の実施・情報収集
- (5) 広報部 広報機関紙の発行・ホーム・ページの管理
- (6) 交流部 地域の交流活動の企画及び事業の実施

第10条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員の辞任その他の理由により、欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職を行わなければならない。

## 第4章 役 員

第11条 役員は、本部委員、専門部長、班長、組長で構成する

第12条 本部委員の役員を除き役員の任期は1年とする。

## 第5章 会 議

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、会員をもって構成する。

- 2 定時総会は、会長が招集し、年1回4月に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号に該当する場合に会長が招集し開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会員の3分の1以上の請求があったとき。
- 4 総会の議長は、出席会員の中から選出する。
- 5 総会の議事は、出席した会員の3分の2の同意をもって決議する。
- 6 総会は、次の事項を承認、議決する。
  - (1) 事業運営の基本的事項に関すること
  - (2) 予算及び決算に関すること
  - (3) 会則等の制定改廃に関すること
  - (4) その他、会の運営に関する重要事項

第14条 役員会は総会に準じた組織で、必要が生じた時に会長が招集する。

- 2 構成は、本部委員、専門部長、班長、組長とする。
- 3 運営、承認、議決等に関しては、総会に準ずる。

第15条 本部委員会は、監事以外の委員をもって構成する。

- 2 本部委員会は、会長が必要と認めるとき、会長が招集する。
- 3 本部委員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 本部委員会は、次の事項を議決する。
  - (1) 総会、役員会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 5 急を要する事項は、本部委員会で決議執行し、次の役員会、総会で承認を受ける。

第16条 専門部会は、各専門部会員で構成し、所管する専門の事項を企画し、執行する。

- 2 専門部会は、各専門部長が必要と認めるとき、各専門の部長が招集する。
- 3 部会の運営は本部委員会に準じた形で行う。

第17条 災害等による緊急事態が発生した場合は、会長は役員らと協力のうえ、援助物資の配布・情報収集など緊急対応をとることができる。なお、事後の直近の役員会、総会で対応状況を報告する。

## 第6章 会 計

第18条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第19条 会の運営に関する経費は、会費、寄付金、助成金、その他の収入をもってあてる。

第20条 年度初めに組長は、会員名簿に基づく世帯等から会費を徴収する。

会費の金額、世帯の単位等に関しては、細則に定める。

特別な事情がある場合は、細則にてらし徴収を免除することがある。

第21条 監事は、会計監査を行い、総会において報告しなければならない。

## 第7章 会則の変更

第22条 この会則の変更は、総会において出席した会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

## 第8章 雑 則

第23条 会には、会則、会員名簿、議事録、金銭出納簿、収支証票綴り及び備品台帳を備えなければならない。

第24条 会長は総会に諮って顧問、相談役を委嘱することができる。顧問、相談役は重要な会務について会長の諮問に答える。

第25条 慶弔金、見舞金等の規定は細則に定める。

附 則

この規約は、平成30年4月29日から施行する。